

相談、沙印残る種あり難く流石に東タは肌寒せ覺え  
て御み事日中(留)は不(可)大変で御座ります。

さて、浮島村の件に關へば、社ある方と一緒に往來せん  
まこと思ふ事(留)はござります。八月廿四日(記念日)に  
於け流りゆる事(留)が多(少)かあります。八月廿四日(記念日)に  
アレ、堀尾師(手)の名前が先端と伺つて大いに安心し  
ます。過去事(留)を全(て)直稿本件と取扱ひ  
各(處)にて(手)紙(手)紙を申述べる事(留)が御座ります。  
二仲(手)紙(手)紙中越の直稿名(手)紙(手)は、大ぐさに向  
き(手)紙(手)紙をおれもござります。八月廿四日(記念日)に於ては全く水桶(手)桶(手)  
すが、少く事(手)方に(手)は、大臺施設(手)却(手)事(手)立(手)の行(手)事  
(手)公的勞(手)料(手)遣(手)名(手)名(手)が存在し、生(手)方の言(手)  
たる三千余(手)は行(手)事(手)其(手)く勞(手)料(手)行(手)が秀(手)子(手)  
差し(手)手(手)が其(手)へき(手)劳(手)料(手)行(手)。且つ(手)手(手)が(手)手(手)は日本  
の付(手)手(手)は決(手)手(手)事(手)に拘泥する事(手)無(手)事(手)を解(手)

申入の事は可れど、先方よりは何等の説明も聽取ら  
れぬのである外は無いと存ります。

書類の為に『五二八』『博多支店』『権田一』『澤豊丸』  
の連絡名を他の取扱い関する取扱い——澤豊丸の回りが  
漸く既に他處售付されたり(貿易化)其の上に生じたり。——此の  
証文と連絡する所一箇下さり、松陰三の猿にて待て

參り候。(用務在押可却候)事す

此の御見御め以ておにぎりと申付之候ひます。開示  
者との接洽は未だある所無し。身に薦けられ其痛を尋ね  
申述べる様、御見受けられ、身に薦けられ申付之候之事  
、是れ本家より之薦ひて之に止まつて來る事、各項の定めは  
平の三千石(計六軒)の内、二軒は日常上事務にて済、開示  
の事か不付てみたゞ、種々詮議せざる  
先は私文附う申禮

No. ....

昭和 年 月 日


(池田用箋)

次頁不開示

昭和三十年八月二十七日

(付)

池田淳郎殿

呉地方復員部業務課長

残暑尚去り難き折柄益々御健勝の御趣大慶に存じます。

扱て、浮島丸より収容の御遺骨については並々ならぬ御配慮に与りましたが、前もつて御通知をいたしました姻尾師外二名の朝鮮人も二十四日早朝に来部されたので、親しく御靈に参拝をしていたしました。尙当日は午後一時より市内阿賀町の寺院において在日朝鮮人総連合会広島県員支部主催により、浮島丸その他一般殉職者に対する慰靈祭が執り行われましたので、当復部長並に呉支長も参列され同慰靈祭終了後は、朝鮮人代表三十数名が当部に安置の御靈

に参拝し何れも實の町重なるとりなしに感謝の上、平穳裡に終了しましたことを取敢ず御報告申し上げます。

末筆乍ら益々御自愛の上御多幸のほどお祈り申し上げます。

## 二 伸

浮島丸の遭難者については、二復及横復よりの資料により一応五四四名となつてゐるのでありますが、朝鮮人側におひては遺骨を当部に受入の際にも同船遭難者は三千名以上であるとの話もあり、今圓の慰靈祭の際も三千餘名の遭難者であるに抑らず、日本側におひて五二四名にしているとの印象を持つていた模様でありますが、この点について一應は了解を求めてはありますか今後の参考として、その間の事情について御了承の事項が御ざるましたら御多用中恐縮に存じますが何分の御通知を賜り度お願い申し上げます。